(20) ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

建設局は、表１の契約により、公園内の展望施設の改修工事を行っている。

このうち、展望施設の屋根面に設置されたトップライトについて見ると、経年劣化によるガラスのひび割れが発生し、雨漏りが生じていたため、その改修工事に合わせて、熱負荷の低減を図るため、複層ガラス（注１）からＬｏｗ－Ｅ複層ガラス（注２）への交換を行っている。

ところで、Ｌｏｗ－Ｅ複層ガラスには、遮熱性能に違いのある日射遮蔽型と日射取得型があり、本契約の設計図書では、遮熱性に優れた日射遮蔽型を指定していた。

しかしながら、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際に施工されたガラスの性能を確認したところ、日射遮蔽型に比べて遮熱性の劣る日射取得型が設置されていることが認められた。これは、局による材料承諾書の確認等、品質管理が不十分だったためである。

このため、遮熱性に影響が出ることから、所期の目的である熱負荷の低減が十分に達成できないおそれがある。

局は、ガラス工事の品質管理を適切に行われたい。

（建設局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
葛西臨海公園クリスタルビュー建築改修工事その２	令和 3.8.2～令和 4.5.24	171,600,000

（注１）複層ガラス

複数枚のガラスを合わせ、その中間層に乾燥空気やアルゴンガスなどを封入したガラス

（注２）Ｌｏｗ－Ｅ複層ガラス

熱を反射・吸収する性能を有するＬｏｗ－Ｅガラスを使用した複層ガラスであり、一般の複層ガラスに比べ、遮熱性に優れる。

(21) 船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの　（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、船舶で運搬した石材を使用して護岸を補修している。

ところで、船内作業について定めた船員労働安全衛生規則（昭和３９年運輸省令第５３号）では、床面から２ｍ以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、作業に従事する者に保護帽及び安全ベルト等を使用させることと定めている。

しかしながら、本契約の工事記録写真について見ると、船舶上で、石材の使用量を測定する際に、２ｍ以上の高さから墜落するおそれがある場所での作業を行っているにもかかわらず、保護帽は使用しているものの、安全ベルト等を使用していない状況が認められた。

局は、船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督されたい。

（港湾局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和２年度中央防波堤外側埋立地その２北側護岸補修工事	令和 3.3.16～令和 3.7.30	160,297,500

(22) 開口部における安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督すべきもの　（指摘事項）

交通局は、表１の契約により、三田線高架部の耐震補強工事を行うため、新高島平駅から西高島平駅間の橋脚部周辺を掘削している。

ところで、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）では、高さが２m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならない。また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、労働者に要求性能墜落制止用器具（注１。以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。

しかしながら、本契約の工事記録写真について見ると、掘削深さ２m以上の開口部において、受注者が掘削作業や掘削深さの出来形確認（注２）を行う際に、囲い等を設けていない事例が認められた。

また、囲いと足場板（注３）による覆いを設けていた開口部において、覆いの一部を取り外し、囲いの内側で橋脚部の出来形確認をする際に、墜落による危険があるにもかかわらず、受注者、工事監理業務受託者（注４）ともに墜落制止用器具を使用していない事例が認められた。

局は、開口部における作業員の安全対策について受注者及び工事監理業務受託者を適切に指導・監督されたい。

（交通局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
三田線新高島平駅・西高島平駅間耐震補強工事	平成 31. 3. 13～令和 3. 10. 29	797, 956, 000

（注１）要求性能墜落制止用器具

墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及びもも等複数か所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具のフルハーネス型（一本つり）の墜落制止用器具で、建設現場において従来の呼称として安全帯と呼ばれているもの

（注２）出来形確認

工事の目的物が契約どおりに出来上がっている、もしくは、施工されているかを確認する行為

（注３）足場板

高所等で作業する際に仮設の作業床や通路に用いられる鋼製の板

（注４）工事監理業務受託者

局が施行する耐震対策等に伴う地下鉄工事の工事監理業務委託の受託者。業務の内容には、関係機関調整、設計図書等に基づく工事受注者への指導・確認、施工管理・品質管理・安全管理の確認、現場立会業務等がある。

(23) コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの　（指摘事項）

水道局は、表１の契約により、配水小管の布設替を行っている。

ところで、局配水管工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）では、コンクリートの打込み後の一定期間、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないようにコンクリートを養生（注１）することとしている。

そこで、各契約の工事記録写真を見ると、標準仕様書に定められたコンクリートの養生期間（注２）が確保されていない事例が認められた。

このことについて局は、施工箇所を早期に開放する必要が生じたことから、一定の養生期間を確保できなかったとしている。

しかしながら、コンクリート打設箇所の品質を確保するためには、迂回路を設置するなどの対策を取ることにより、標準仕様書で定められた養生期間をとる必要があった。

局は、コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

（水道局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

項番	契約件名	工期	契約金額
1	江東区高橋13番地先から同区森下四丁目６番地先間配水小管布設替工事	令和2.11.26～令和4.4.4	280,709,000
2	足立区西新井三丁目19番地先から同区栗原二丁目５番地先間配水小管布設替工事	令和2.11.16～令和4.3.24	290,972,000
3	墨田区立花二丁目８番地先から同区立花一丁目６番地先間配水小管布設替工事	令和2.8.28～令和3.4.2	230,824,000
4	葛飾区東金町五丁目14番地先から同区東金町五丁目33番地先間外１か所配水小管布設替工事	令和元.9.5～令和2.6.10	228,283,000

（注１）養生

コンクリートが硬化するまで、一定期間適切な温度及び湿度に保持し、外力等から保護すること。強度、耐久性等の所要の性能を確保し、ひび割れ等を生じさせないことを目的としており、打込み後の一定期間、シートで覆う方法などがある。

（注２）養生期間

使用するセメントの種類と気温により変わり、早強ポルトランドセメントの場合は３日から５日、普通ポルトランドセメントの場合は５日から９日が標準とされている。

(24) 危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきもの　（指摘事項）

教育庁は、表１の契約により、都立蔵前工業高等学校の校庭等改修工事において、劣化したグランド舗装を消防法によって危険物指定された引火性のある塗料を使用して舗装している。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第４９６号。以下「要綱」という。）では、発注者及び施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等を遵守することとされ、東京都土木工事標準仕様書では、要綱を遵守することとされている。

このうち、消防法（昭和２３年法律第１８６号）では、危険物（注１）の取扱いについての定めがあり、これを受けた危険物関係施設の運用基準（令和２年東京消防庁。以下「運用基準」という。）では、屋外で危険物を貯蔵する際、貯蔵数量に応じた取扱方法が定められている。

そこで、本契約の工事記録写真等について見ると、消防法で定められている指定数量の約２倍の危険物指定された塗料を高校敷地内に搬入しているが、貯蔵場所の配置計画や貯蔵状況等を確認できない。

庁によれば、受注者は、他現場で所轄消防署から了解を得ている事例を参考に、運用基準に則って、搬入した危険物を微量危険物（注２）となる量に分散させて、高校敷地内の複数箇所に相互間距離１０ｍ以上を確保して貯蔵していたとのことである。

一方で、貯蔵状況等が確認できないことについて、工事請負契約に記載されている法令遵守は、受注者が契約上自主的に行うものであるとし、敷地内に微量危険物として分散して複数箇所に危険物を貯蔵していることについて、事前の貯蔵場所の配置計画や事後の貯蔵状況の確認を行っていなかったとしている。

しかしながら、庁は、東京都土木工事標準仕様書に基づき、受注者が消防法や運用基準を遵守して危険物を取り扱っているかを確認する必要がある。

庁は、危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行われたい。

（教育庁）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
都立蔵前工業高等学校（3）校庭等改修工事	令和3.9.13～令和4.3.15	117,118,045

（注１）危険物

火災発生や火災拡大の危険性が大きいもの、消火の困難性が高いものなど、その物性が消防法で定められている。また、指定数量とは、危険物の危険性に応じて定められた数量のことで、消防法の中で物性ごとに細かく設定されている。指定数量以上の危険物を貯蔵する場合は消防法等の規制を受ける。指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物は東京都火災予防条例の規制を受ける。

（注２）微量危険物

指定数量の５分の１未満の危険物を微量危険物という。微量危険物は消防法等の規制対象から外れる。

4　設計・施工

(25) 建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

産業労働局は、表１の契約により、室内環境を全自動で制御する温室を設置するなどし、新技術による食物栽培の実践が可能な農業者への貸出施設（注１）の整備を行っている。

本契約では、温室に付属する暖房用オイルタンク等を設置するスペースを確保することなどを目的として、地面の傾斜部分を平地とするため、最大で高さ１．７ｍとなる擁壁の工事を設計変更で行っている。

ところで、この擁壁工事の設計及び施工管理について見ると、次の点が認められた。

①　擁壁の設計に当たっては、建築基礎構造設計指針（２０１９年改定　日本建築学会。以下「建築基礎設計指針」という。）等の各種指針等に記載されるとおり、地盤条件等の設計条件を適切に設定する必要がある。

この点に着目し、地盤条件に係る本擁壁設計の構造計算に用いた地耐力に関する数値について局に確認したところ、現地が地形的に盛土ではないという推測のもと、公表されている近傍地のボーリングデータ等から支持地盤を関東ローム層と推定し、道路土工擁壁工指針（平成２４年７月　公益社団法人日本道路協会。以下「擁壁工指針」という。）に地盤の種類に応じて示されている地耐力に関わる数値を設計条件として設定したとのことであった。

しかしながら、地形からは現地が盛土であるか否かは判断できない。また、近傍のボーリング箇所は現地から距離が離れており、ボーリングデータが示す土質も当該擁壁の支持地盤が関東ローム層であるという判断の根拠とするには不十分である。したがって、設定された数値が妥当なものであるか判断ができない。

②　建築基礎設計指針における擁壁工事の施工管理に関する記述においては、地盤条件（地盤状況・水位）を調査・計測して設計図書の記載事項との整合性を確認すること、また、品質管理の方法などを定める施工計画の作成に際しては、設計図書の内容及びその前提となる設計条件等を適切に把握した上で、施工管理の内容を設定することとされている。

このように、擁壁工事の施工管理においては、擁壁設置場所の地盤状況と設計条件との合致を確認することが必須事項である。さらに、支持地盤が関東ローム層であるという設計条件が変更時の設計において推定であったことを踏まえれば、施工段階においては、地質試験等を実施し、推定の正否を確認する必要があった。

また、関東ローム層は、小規模建築物基礎設計指針（２００８年制定　日本建築学会）等に記載されるとおり、自然状態では十分な強度を有していても、いったん土の構造が乱されると土の強度が著しく低下する性質を持っているため、仮に局が想定するとおり支持地盤が関東ローム層であった場合においても、施工段階においては、支持地盤が乱されていないことについても確認する必要があった。

しかしながら、局は、これらの確認を行っておらず、適切でない。

局は、設計変更対応での限られた時間の中であっても、工事目的物が所定の性能を確保できるよう、必要な設計条件を適切に設定し、設計条件を踏まえた適切な施工管理を行う必要があ

る。

局は、建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行われたい。

（産業労働局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
インキュベーション農園（仮称）アグリシステムハウス整備工事	令和3.1.13～令和3.3.31	87,434,600

（注１）インキュベーション農園整備事業において整備された施設。新たな栽培技術の導入に興味はあるが、一時的な収入減などの懸念からその導入を見送っている農業者への貸出しを目的とし、都への買取りの申出等があった生産緑地を活用して収益性の高い新技術による栽培を実践できるよう整備した施設である。

（注２）監査日（令和４年２月８日）現在、当該擁壁に不具合は認められないものの、令和４年度中に調査を実施し、確認する予定である。

5　その他

(26) 工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの　（指摘事項）

下水道局は、ポンプ所等の建設工事に当たり、表１の契約により、工事監理等業務を委託している。

ところで、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）では、国土交通大臣は工事監理受託契約の業務報酬基準（注１）を定めることができるとされており、国は業務報酬基準を昭和５４年建設省告示第１２０６号で制定し、平成２１年国土交通省告示第１５号（以下「告示１５号」という。）で改正している。その後、平成２６年に建築士法が改正され、工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で工事監理受託契約を締結するよう努めなければならないと定められた。また、平成３１年１月に、平成３１年国土交通省告示第９８号（以下「告示９８号」という。）で業務報酬基準を再度改正するとともに、官庁施設の設計業務等積算基準及び官庁施設の設計業務等積算要領（以下「国基準等」という。）を改定している。

これを受けて、東京都建築工事関係共通基準（注２）である設計等委託料積算標準においても、平成３１年４月に、告示９８号等を参考に委託料の算定方法を改定している。

そこで、項番１と項番２の工事監理等委託料の算定に適用した局積算基準（調査・委託編。以下「局基準」という。）令和元年１０月版、項番３と項番４の工事監理等委託料の算定に適用した局基準令和３年１０月版をそれぞれ確認したところ、いずれも工事監理等委託料の算定に当たっては、旧業務報酬基準である告示１５号及びそれに基づく国基準等を参考にしており、局基準平成３０年１０月版から委託料の算定方法を改定していないことが認められた。

このことについて局は、局基準令和４年１０月版で告示９８号等を参考に工事監理等委託料の算定基準を改定する予定であるとしている。また、算定基準の改定に時間を要している理由として、告示９８号の改正を受けて、局基準の記載内容や積算システムの改修内容の精査を開始したものの、局基準以外にも改定が必要な基準類があり、それらを優先したためとしている。

しかしながら、平成３１年１月に告示９８号が公布されてから監査日（令和４年６月２日）現在まで３年以上の間、告示９８号に準拠せず工事監理等委託料を算定していたことは、業務報酬基準に準拠した委託代金での契約に努めることを求めた建築士法改正の趣旨に反しており適切でない。

局は、工事監理等委託料の算定基準を適切に改定されたい。

（下水道局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	吾嬬ポンプ所発電機棟建設工事監理等委託	令和 2.3.6～令和 5.5.1	14,080,000
2	吾嬬ポンプ所施設再構築その 5 工事監理等委託	令和 2.5.18～令和 4.10.4	15,147,000
3	千住関屋ポンプ所建設その 9 工事監理等委託	令和 3.11.26～令和 6.12.2	41,800,000
4	王子第二ポンプ所建設その 5 工事監理等委託	令和 4.1.28～令和 5.10.2	18,150,000

（注１）業務報酬基準

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準で、国土交通大臣が中央建築士審査会の同意を得て、業務報酬の算定方法等を定める。

（注２）東京都建築工事関係共通基準

東京都工事施行規程において各局が制定することになっている基準類について、営繕事務の一層の合理化・効率化を図るため、「建物づくり」という観点から共通化することが合理的なものを共通基準として定め、平成１７年度から運用している。

(27) 蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの　（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、航空無線施設用の無停電電源装置の更新工事を行っている。

ところで、火災予防条例（昭和３７年東京都条例第６５号）によれば、火災発生のおそれのある火気使用設備等を設置しようとする者は、当該工事に着手する日の７日前までに、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出しなければならないと定められており、蓄電池設備については、４，８００Ａｈ・セル以上の蓄電池容量（注）が届け出の対象となっている。

そこで、本契約の無停電電源装置に含まれる蓄電池設備について見ると、規制の対象となる容量であるにもかかわらず、所轄消防署に電気設備設置届出書を提出していなかった。

このことについて局は、容量計算を誤り規制対象の容量未満であると判断してしまったとしている。

しかしながら、蓄電池容量計算の条件であるセル数は、設計図等の契約図書にも明記されていることを踏まえると、局は届出書の提出対象となるかどうかを十分確認する必要があった。

実地監査を受けて、局は所轄消防署へ届出を行ったものの、火災予防条例に定められた手続には則っていない。

局は、蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行われたい。

（港湾局（島しょ））

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和２年度調布飛行場航空無線施設用無停電電源装置更新工事	令和 2.10.20～令和 3.3.26	23,476,200

（注）蓄電池容量

蓄電池１セル（電槽）の定格容量とセル（電槽）数の積の合計が４，８００Ａｈ・セル以上になる場合に所轄消防署に設置届の提出が必要となる。

（別表３）工事監査実施一覧

対象局 実地監査期間	実施工事等	対象件数（件） 実施件数（件）	対象金額（百万円） 実施金額（百万円）
政策企画局 令和4.9.26 ～令和4.9.28	・有明アリーナ等ラストマイルにおける輸送関連仮設物設置撤去工事（3） ・令和3年度東京スポーツスクエア建物管理業務委託	4 2 (50.0%)	103 73 (71.2%)
財務局 令和4.5.9 ～令和4.6.6	・都立南多摩地区特別支援学校（仮称）（3）新築工事 ・都庁第一本庁舎(25)空調設備改修工事　ほか	348 118 (33.9%)	166,559 120,292 (72.2%)
生活文化スポーツ局 令和4.9.26 ～令和4.9.28	・大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場（3）改修工事 ・カヌー・スラロームセンター（3）倉庫・多目的室新築工事　ほか	48 20 (41.7%)	2,523 2,016 (79.9%)
都市整備局 令和4.5.9 ～令和4.6.30	・街路築造工事（3一整－補314ほか4路線晴海） ・令和3年度泉岳寺駅地区建物2棟地上部解体工事　ほか	159 41 (25.8%)	10,877 5,766 (53.0%)
住宅政策本部 令和4.5.9 ～令和4.6.30	・都営住宅2H-119西（世田谷区八幡山三丁目第2）工事 ・都営住宅31H-114東（大田区東糀谷六丁目）屋内給水衛生設備工事　ほか	662 114 (17.2%)	132,977 56,432 (42.4%)
環境局 令和4.4.25 ～令和4.4.28	・令和3年度排水処理場等耐震補強工事（Ⅰ期その2） ・令和3年度第三排水処理場その他定期補修工事　ほか	77 30 (39.0%)	2,073 1,812 (87.4%)
福祉保健局 令和4.9.20 ～令和4.9.28	・東京都児童相談センター（R2）2階改修工事 ・東京都千葉福祉園（3）訓練棟における非常用発電機設置工事　ほか	382 27 (7.1%)	4,969 1,682 (33.9%)
旧病院経営本部 令和 4.2.9～ 令和4.2.14	・多摩総合医療センター(3)薬剤科抗がん剤ミキシング室ほか改修工事 ・荏原病院（3）照明設備改修工事　ほか	263 28 (10.6%)	9,464 4,947 (52.3%)
産業労働局 令和4.2.4 ～令和4.2.10	・セミナー農園（仮称）野菜販売所新築工事（その2） ・東京国際展示場(3)駐車管制設備改修工事その2　ほか	195 27 (13.8%)	4,546 1,509 (33.2%)
中央卸売市場 令和4.1.27 ～令和4.2.3	・旧築地市場（3）勝どき門駐車場ほか解体工事 ・大田市場(2)事務棟給排水管改修工事　ほか	553 73 (13.2%)	14,764 9,121 (61.8%)
建設局 令和4.5.17 ～令和4.6.23	・環2地下トンネル(仮称)及び築地換気所(仮称)ほか築造工事(27一一環2築地工区) ・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事　ほか	3,667 198 (5.4%)	419,207 220,133 (52.5%)
港湾局 令和4.2.15 ～令和4.3.1	・令和2年度新砂水門（再整備）建設工事（その1） ・平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事　ほか	931 95 (10.2%)	80,470 19,534 (24.3%)
東京消防庁 令和4.1.21 ～令和4.1.26	・東京消防庁福生消防署庁舎（3）改築工事 ・東京消防庁本所消防署合同庁舎（31）空調設備改修工事　ほか	738 89 (12.1%)	30,793 13,697 (44.5%)
交通局 令和4.1.11 ～令和4.1.18	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事 ・三田線ホームドア更新　ほか	847 103 (12.2%)	192,346 89,972 (46.8%)
水道局 令和4.9.1 ～令和4.9.22	・王子給水所（仮称）配水池築造工事 ・三郷浄水場受変電設備整備工事　ほか	3,277 240 (7.3%)	778,961 250,553 (32.2%)
下水道局 令和4.5.9 ～令和4.6.23	・千代田幹線その2工事 ・みやぎ水再生センター発電設備その4工事　ほか	4,031 232 (5.8%)	862,330 218,875 (25.4%)
教育庁 令和4.2.15 ～令和4.2.28	・都立家庭・福祉高等学校（仮称）（31）改修工事 ・都立小平特別支援学校（2）空調設備改修工事　ほか	902 69 (7.6%)	20,695 6,747 (32.6%)
警視庁 令和4.9.30 ～令和4.10.6	・警視庁志村警察署庁舎（30）改築工事 ・警視庁新橋庁舎（2）電力その他設備改修Ⅲ期工事　ほか	930 76 (8.2%)	68,679 23,981 (34.9%)
島しょ 令和4.4.11 ～令和4.4.21	・令和２年度二見港岸壁（-7.5m）改修工事 ・道路改修工事（2三-伊ヶ谷阿古2期の4）　ほか	1,366 133 (9.7%)	30,558 9,083 (29.7%)
合計		19,380 1,715 (8.8%)	2,832,903 1,056,235 (37.3%)

（注１）対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。

（注２）実施件数及び実施金額欄の（　）書きは、それぞれ実施率を表している。

（注３）島しょの工事監査対象局は、総務局（三宅支庁、小笠原支庁）、財務局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

（別表４）大規模工事等監査実施一覧

対象局	実施工事	事業計画等	実施件数（件）	実施金額（百万円）
財務局	・産業交流拠点（仮称）及び八王子合同庁舎（30）新築工事 ・都庁第二本庁舎（25）給水衛生設備改修工事　ほか	・都民ファーストでつくる「新しい東京」 ・都庁舎の設備更新等に関する方針　ほか	16	65,787
建設局	・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事 ・谷沢川分水路工事　ほか	・第三次事業化計画 ・谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画　ほか	17	178,562
港湾局	・平成29年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事	・東京港湾岸保全施設整備計画	1	2,616
中央卸売市場	・旧築地市場(3)勝どき門駐車場ほか解体工事	・東京都卸売市場整備計画（第９次）	1	4,044
東京消防庁	・東京消防庁福生消防署庁舎(3)改築工事 ・東京消防庁清瀬消防署庁舎(3)改築工事　ほか	・東京消防庁実行プラン2017 ・第二次主要施設10か年維持更新計画	3	3,688
交通局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事 ・日暮里・舎人ライナー車両の製造　ほか	・経営計画2019	6	59,855
水道局	・村山上貯水池堤体強化工事 ・千ヶ瀬第二浄水所（仮称）整備工事　ほか	・東京水道経営プラン2021 ・東京水道施設整備マスタープラン　ほか	46	148,771
下水道局	・千代田区永田町一丁目、港区赤坂一丁目付近再構築その３工事 ・吾嬬ポンプ所施設再構築その５工事　ほか	・経営計画2021　ほか	46	157,405
警視庁	・警視庁本部庁舎(31)大規模改修工事 ・警視庁本部庁舎(31)大規模改修空調設備工事その２	・第二次主要施設10か年維持更新計画	2	6,913
合計			138	627,641

（注）実施件数、実施金額については、別表３の実施件数、実施金額に含む。

（別表５）大規模工事等監査報告書

（１）事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【建設局（小名木川関連工事）】

＜総括＞

下記対象工事について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事　業　名	小名木川耐震対策事業
事業期間	平成27年度～平成33年度（令和３年度）
事業目的	想定される最大級の地震への耐震性を確保するとともに、設備の耐水性を確保する。
対象工事（契約金額）	①小名木川護岸耐震補強工事（その１）（10億9,836万円） ②新小名木川水門耐震補強工事（その１）（11億160万円） ③小名木川排水機場耐震補強工事（30億1,725万円） ④扇橋閘門耐震補強工事（その２）（10億7,967万円） ⑤小名木川護岸耐震補強工事（その４）（12億5,280万円） ⑥小名木川護岸耐震補強工事（その５）（10億3,785万円） ⑦小名木川護岸耐震補強工事（その６）（10億5,930万円）

＜地震・津波に対する安全性の向上に向けた対策＞

経　　緯	平成24年　８月　地震・津波に伴う水害対策のあり方に関する提言（地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会） 地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針（建設局・港湾局・下水道局） 平成24年12月　東部低地帯の河川施設整備計画（建設局）
基本的な考え方	・マグニチュード8.2の海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合においても、浸水防止、門扉の開閉及び排水機能等を保持するよう、耐震対策を実施する。 ・万一地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に津波や高潮等が発生した場合にも、水門・排水機場等の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。
計画期間	10年間（平成24年度～平成33年度（令和３年度））
整備概要	・堤防（防潮堤、護岸）の耐震対策：約86ｋｍ ・水門、排水機場等の耐震・耐水対策：22施設

＜着眼点ごとの監査結果＞

令和４年においては、各着眼点を最終確認した。

着眼点	監査結果（令和４年）
・整備計画に基づく護岸及び施設の耐震・耐水対策が実施されているか	整備計画に基づき、対象地震を考慮して構造計算が行われており、その結果を踏まえ、鋼管矢板の打設及び河床の地盤改良による護岸の耐震対策について、設計図書や聴取調査、現地調査にて完了していることを確認した。
・計画期間と整合が図られているか	計画期間内の令和３年度に工事が完了したことを確認した。

【参考】過年

着眼点	監査結果（平成29年）	監査結果（平成30年）	監査結果（令和３年）
・整備計画に基づく護岸の耐震対策が実施されているか	対象地震を考慮して構造計算が行われており、その結果を踏まえ、鋼管矢板及び河床の地盤改良による耐震対策が実施されていることを、設計図や出来高管理表等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐震対策を施した設計に基づき、工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。	整備計画に基づき、鋼管矢板の打設及び河床の地盤改良による護岸の耐震対策の実施を設計図書や聴取調査にて確認した。
・整備計画に基づく施設の耐震対策が実施されているか	使用部材の強度確認や機器固定用基礎ボルトの精査を行い、耐震対策が実施されていることを、承諾図等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐震対策を施した設計に基づき、工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。 設計図面に基づき施設の補強の実施を現地にて確認した。	コンクリートによる門柱等の巻きたてや設備の高設置化などによる閘門の耐震・耐水対策の実施を設計図書や聴取調査にて確認した。
・整備計画に基づく施設の耐水対策が実施されているか	電動機等設備の高設置化、水密扉による水密化等の耐水対策が実施されていることを、設計図等の資料及び聴取調査にて確認した。	耐水対策を施した設計により工事が完了したことを完了図面及び工事記録写真で確認した。 設計図面により施設の耐水対策の実施を確認した。	
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに事業を進めていることを、工程表及び聴取調査にて確認した。	計画どおりの完了、または計画どおりに事業を進めていることを確認した。	計画どおりの完了、または計画どおりに事業を進めていることを確認した。

（２）事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【建設局（谷沢川分水路）】

＜総括＞

下記対象工事について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事　業　名	谷沢川分水路整備事業
事業期間	平成29年度～令和6年度
事業目的	谷沢川において、時間当たり75mm降雨に対応する分水路を整備する。
対象工事 （契約金額）	谷沢川分水路工事 （177億5,628万円）

＜谷沢川及び丸子川流域河川整備事業に関連する事業計画等の概要＞

経　　緯	平成24年11月　中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～ 平成26年 6 月　東京都豪雨対策基本方針（改定） 平成28年12月　2020年に向けた実行プラン 平成29年 7 月　多摩川水系谷沢川及び丸子川流域河川整備計画 平成31年 3 月　谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画
基本的な考え方	本事業は、これまでの時間50mm降雨から時間75mm降雨に対応するため、谷沢川分水路を整備するものである。
治水効果	河川整備後、想定されている約26ｈａの浸水地域が解消される。
整備期間	谷沢川及び丸子川流域河川整備事業は概ね30年間（平成29年度～　） ※このうち、谷沢川分水路整備事業は8年間（平成29年度～令和6年度）
整備概要	〈谷沢川〉分水路整備（トンネル内径5.5m　延長3.2ｋｍ） 河道改修（約0.4ｋｍ）

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・整備計画に基づいた設計になっているか	谷沢川において、時間当たり75mm降雨対応、分水路で分担する計画流量の流下に必要なトンネル径（5.5m）が、設計どおり施工されていることを資料、聴取調査及び現地調査にて確認した。
・シールド掘進の適切な施工管理を行っているか	中央制御室におけるシールドマシンの施工管理、地表面の変位計側による地上への影響を毎日観測していることを資料、聴取調査及び現地調査にて確認した。
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに令和6年度完了に向け、事業を進めていることを資料、聴取調査及び現地調査にて確認した。

【参考】過年

着眼点	監査結果（令和元年度）
・整備計画に基づいた設計になっているか	谷沢川において、時間当たり75mm降雨に対応できる計画となっている。そのうち、分水路で分担する時間約15mm降雨の計画流量を流下させるために必要なトンネル径（5.5m）が計画され、設計に反映されていることを資料及び聴取調査にて確認した。
・谷沢川上流域の雨水は、下水道雨水幹線と連携した計画となっているか	谷沢川上流部において、下水道雨水幹線と立坑との接続が連携して計画されていることを資料及び聴取調査にて確認した。
・等々力渓谷等の自然景勝地を有する谷沢川において、自然環境保全を考慮した整備となっているか	分水路は水位上昇時に運用され、通常時は現状と同じ環境であることや、トンネルは、地下水がある層より深くて固い地盤に築造するため（土被り約16～30m）、地上への影響は少ないことなど、資料及び聴取調査にて確認した。
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに事業を進めていることを資料及び聴取調査にて確認した。

（３）事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【港湾局（辰巳排水機場）】

＜総括＞

下記対象工事について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事　業　名	辰巳排水機場の再整備
事業期間	平成 25 年度～平成 33 年度（令和 3 年度）
事業目的	想定し得る最大級の地震への耐震性を確保するとともに、設備の耐水対策を実施
対象工事 (契約金額)	①平成 28 年度辰巳排水機場（再整備）建設工事（その 1） （24 億 7,993 万 9,200 円） ②平成 29 年度辰巳排水機場（再整備）ポンプ設備製作据付工事 （26 億 1,693 万 2,000 円）（令和 4 年監査対象）

＜東京港海岸保全施設整備計画の概要＞

経　　緯	平成 24 年 8 月　「地震・津波に伴う水害対策のあり方に関する提言」 （地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会） 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」 （建設局・港湾局・下水道局） 平成 24 年 12 月　「東京港海岸保全施設整備計画」（東京都港湾局）
基本的な考え方	・マグニチュード 8.2 の海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合においても津波による浸水を防ぐよう、耐震対策を実施する。 ・万が一、地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門、排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。 ・防潮堤等は、伊勢湾台風級の台風を想定した高潮高に対応して整備する。
計画期間	10 年間（平成 24 年度～平成 33 年度（令和 3 年度））
事業概要	・防潮堤、内部護岸の耐震対策：約 43ｋｍ ・水門、排水機場の耐震・耐水対策：16 施設 ・水門操作等：高潮対策センターの 2 拠点化等

＜着眼点ごとの監査結果＞

令和４年においては、各着眼点の最終確認に加えて辰巳排水機場の試運転状況を確認した。

着眼点	監査結果
・整備方針に基づく耐震対策が行われているか	完了図面及び工事記録写真等により整備方針に基づく耐震対策が完了していることを確認した。
・整備方針に基づく耐水対策が行われているか	完了図面及び工事記録写真等により受変電設備、非常用発電設備、ポンプ原動機を耐水化レベル（Ａ．Ｐ．＋5.6m）よりも上に施工されていること及び開口部の水密化等の耐水化対策が完了していることを確認した。
・整備方針に基づく高潮高に対応しているか	排水機場の躯体と一体の防潮堤は、設計図書のとおり施工されており、整備方針に基づく台風等の接近により平常時よりも潮位が高くなる高潮高に対応した施工がされていることを確認した。
・計画期間と整合が図られているか	計画期間内の令和 3 年度に工事が完了したことを確認した。
（追加監査項目） ・辰巳排水機場が所定の性能を確保ししているか	排水機場の主要設備である排水ポンプについて、工場での試運転検査及び現地での試運転検査において、排水ポンプの能力等の機能についての検査成績書等により、辰巳排水機場が所定の性能を確保していることを確認した。

【参考】過年

着眼点	監査結果（平成 29 年）	監査結果（平成 30 年）
・整備方針に基づく耐震対策が行われているか	基礎杭についてみると、首都直下地震などの対象地震を考慮して構造計算書が作成されている。また、構造計算書の結果が設計図面に反映され、工事発注されている。	首都直下地震などを考慮した発注図面に基づき、施工が適切に実施されていることを工事写真等で確認した。 （例：基礎杭の厚さなどを写真で確認）
・整備方針に基づく耐水対策が行われているか	設計委託成果品において、受変電設備、非常用電源設備等が高潮高より高い位置に設置する計画となっている。	前年確認事項の他、排水機場のポンプ等の施設と一体となっている設備は、開口部の水密化等による機能保持がなされていることを、発注図等で確認した。
・整備方針に基づく高潮高に対応しているか	設計委託成果品において、防潮堤の高さが高潮高に対応した計画となっている。	発注図において、防潮堤の高さが高潮高に対応していた。
・計画期間と整合が図られているか	事業期間は上記の通りであり、計画期間と整合が図られている。 対象工事は、既定の整備スケジュールに基づき発注され、工程管理されている。	辰巳の建設工事は、基礎杭打設時に地盤が想定より硬かったこと等で工期延伸を実施しているが、事業全体に影響が生じないように調整して工程管理を行い、事業を進めている。

（4）事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【下水道局（吾嬬ポンプ所）】

＜総括＞

下記対象工事について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

＜監査対象事業の概要＞

事業名	吾嬬ポンプ所施設再構築事業
事業期間	平成19年度～令和5年度
事業目的	昭和16年に設置され、約65年供用したポンプ所を新たに再構築する事業であり、「第二世代下水道マスタープラン」（平成4年）に再構築が位置付けられた。更にその後「東京都下水道事業経営計画」に引き継がれ、現在は「東京都下水道事業経営計画2021」（以下「経営計画」という。）で施設の再構築に併せて耐震化を図るとともに、合流式下水道の改善を目的とした雨水貯留施設の整備を実施することとなっている。
対象工事（契約金額）	①吾嬬ポンプ所施設再構築その4工事（77億972万円） ②吾嬬ポンプ所施設再構築その5工事（25億4,053万円）

＜東京都下水道事業 経営計画2021の概要＞

経緯	令和3年3月策定
基本的な考え方	・収入・支出の両面で厳しい経営環境の中にあっても、老朽化した施設の再構築や浸水対策などの主要施策を着実に推進 ・安定的な下水道機能の確保に向けて維持管理の充実を図るとともに、エネルギー・地球温暖化対策を推進など
計画期間	5年間（令和3年度～令和7年度）
整備概要（吾嬬ポンプ所）	・機能向上を図るため、吾嬬ポンプ所敷地内で施設を造り替える再構築を実施 ・吾嬬ポンプ所内では非常用発電設備に必要な用地の確保が困難であるため、近隣の吾嬬第二ポンプ所内に非常用発電設備を整備 ・降雨初期の特に汚れた下水を貯留するため、ポンプ所の地下に貯留施設を整備

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・施設の再構築を実施するにあたり、耐震対策が実施されているか	図面どおり耐震対策がなされていることを、現地調査にて確認した。
・経営計画に基づき、震災対策としての非常用電源の確保が計画されているか	計画どおり吾嬬第二ポンプ所内に、非常用発電設備を設ける工事が着手されていることを、契約図書にて確認した。
・経営計画に基づき、合流式下水道の改善としての雨水貯留施設を整備しているか	降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設が、図面どおり施工され、完成していることを現地調査にて確認した。
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに事業を進めていることを聴取調査にて確認した。

【参考】過年

着眼点	監査結果（令和元年）
・施設の再構築を実施するにあたり、耐震対策が実施されているか	想定される最大級の地震動に対応する施設となっていることを構造計算書や図面にて確認した。
・経営計画に基づき、震災対策としての非常用電源の確保が計画されているか	吾嬬ポンプ所は、敷地が狭あいであるため、非常用発電設備に必要な用地の確保が困難であったが、近隣の吾嬬第二ポンプ所敷地内に発電機及び吾嬬ポンプ所への送電設備を設け、非常時の自己電源を確保する計画となっていることを聴取調査にて確認した。
・経営計画に基づき、合流式下水道の改善としての雨水貯留施設を整備しているか	降雨初期の特に汚れた下水を貯留する雨水貯留施設を整備することを聴取調査や設計図面等で確認した。
・計画期間と整合が図られているか	対象工事の進捗管理が適切に行われ、計画どおりに事業を進めていることを資料及び聴取調査にて確認した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定により、令和３年・令和４年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和５年３月27日

東京都監査委員　伊　藤　ゆ　　う
東京都監査委員　伊　藤　こういち
東京都監査委員　茂　垣　之　　雄
東京都監査委員　岩　田　喜美枝
東京都監査委員　松　本　正一郎

新型コロナウイルス感染症対策事業

第１　監査の概要

１　監査の目的

新型コロナウイルス感染症は、令和元年１２月に中国の武漢市で第１例目の感染者が報告されてから、令和２年１月１５日に日本で初の感染者が確認された後、国内でも感染者数が増加し、令和２年４月７日には７都府県に第１回目の緊急事態宣言が発出され、政府の緊急事態宣言の発出を受けて都知事が緊急事態措置を実施したのはこれまで４度、まん延防止等重点措置の実施は３度となっている。

このような状況の中、都は、既に約３年にわたり、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症対策事業は、都民一人ひとりの命と健康を守り、都民・事業者の生活と事業活動を支える重要な事業であり、緊急性が高く、事業規模が非常に大きいものとなっており、約３年にわたる新型コロナウイルス感染症対策事業に計上された予算の累計額は、令和４年１０月７日現在で７兆１，００４億円（令和元年度以降の当初・補正予算及び予備費等を含む総額である。また、会計間の重複を含む。）と令和４年度当初予算の一般会計歳出総額（７兆８，０１０億円）に匹敵するほどの規模となっている。

新型コロナウイルス感染症対策事業では、社会経済活動との両立を図るための対策を実施していくことを施策の基軸として、感染拡大防止のため、人流抑制や基本的な感染防止対策を徹底する「守りの対策」と、ワクチンや治療薬という武器による「攻めの対策」を掲げ、円滑なワクチン接種の加速のための大規模接種会場の設置、感染状況に応じたコロナ対応病床や軽症者向けの宿泊療養施設等の確保、人流抑制策としての休業及び営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対する協力金の支給など、多様な対策を講じている。

そこで、本監査においては、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとし、都が大規模な予算を投じてこれまで行ってきた、感染拡大の防止、都民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、都民の生命と健康を守る事業について、緊急的な対応を求められる状況において、法令等に定められた枠組みの中で効果的に実施されているか、また、予算は事業目的に沿って適切に執行されているかについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第２項及び第７項により、東京都監査委員監査基準（令和２年東京都監査委員告示第２号）に準拠して監査を実施した。

2　監査の対象

（1）監査対象事業の選定

都は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、様々な対策を講じており、その状況を「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」（令和４年１０月２７日改訂、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部。以下「東京都の取組」という。）にまとめている。

表１は、東京都の取組等を基に主な事項をまとめたものである。

本監査では、東京都の取組における新型コロナウイルス感染症対策のうち、事業規模等を考慮し、次の事業を監査対象とした。

ア　感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業

（ア）宿泊施設活用事業

（イ）自宅療養の適切な実施に向けた支援

（ウ）大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業

（エ）酸素・医療提供ステーションの設置・運営

（オ）東京都出産応援事業

（カ）高齢者施設への集中的検査の実施

（キ）保健所業務

（ク）医療提供体制等の強化・充実に係る補助事業

イ　感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業

（ア）緊急事態措置の実施に伴う感染拡大防止協力金

（イ）営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

（ウ）休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金

（エ）休業要請を行う大規模施設に対する協力金

（オ）営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金

（カ）感染拡大防止を主な目的とした事業者等への助成金に係る補助及び出えん事業

（表１）東京都の取組（抜粋）

年月	全体の対応等	主な対策
第Ⅰ期（第１波）（令和２年１月～６月）		
令和２年１月	都内初の感染者確認（24 日）	危機管理対策会議開催（24～29 日） コールセンターの設置（29 日）
２月	緊急対策第１弾（補正予算①②）公表（18 日） ○　新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応 ○　感染症に対する今後の備えの強化 ○　都内産業・中小企業対策 緊急対策第２弾公表（26 日）	新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外来の開設（7 日）
	○　医療体制の充実：相談・検査体制の強化、医療提供体制の充実 ○　感染拡大の防止 ○　広報の強化徹底	
３月	緊急対策第３弾公表（12 日） ○　医療提供体制等の強化 ○　学校臨時休業対策 ○　影響を受ける企業等への支援 など 補正予算③	知事会見（25 日） 「感染爆発の重大局面」
４月	新型コロナ対策条例制定（7 日） **緊急事態宣言**（4 月 7 日～5 月 25 日） **休業・時短要請**（4 月 11 日～6 月 18 日） 緊急対策第４弾公表（15 日） 補正予算④⑤	宿泊療養施設運用開始（7 日） 病床 3,300 床を確保 （補正予算）新型コロナ外来運営経費支援 感染拡大防止協力金の創設を公表（10 日）
５月	補正予算⑥⑦	宿泊療養施設 2,865 室を確保
６月	「第２波に備える新たな対応」とりまとめ（11 日）	ガイドライン等に基づく取組を行う中小企業等の支援の開始（18 日）
第Ⅱ期（第２波）（令和２年７月～10 月）		
７月	第１回モニタリング会議開催 補正予算⑧⑨	宿泊療養施設の追加開設
８月	・感染症対策条例改正（1 日） **時短要請**（3 日～31 日。**特別区内のみ 9 月 15 日まで延長**） 補正予算⑩	「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給（3 日） 宿泊療養施設 3,044 室を確保
９月	補正予算⑪⑫	（補正予算）高齢者施設等における PCR 検査等経費を支援
10 月	東京 iCDC 立ち上げ（1 日） 感染症対策条例改正（15 日）	ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設（9 日） 宿泊療養施設 3,251 室を確保
第Ⅲ期（第３波）（令和２年 11 月～令和３年３月）		
10 月末	「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた都の取組」公表（30 日）	「新型コロナ受診相談窓口」の運営を終了し、「発熱相談センター」を開設（30 日）
11 月	補正予算⑬⑭ **時短要請**（11 月 28 日～4 月 24 日まで延長）	（補正予算）年末年始の診療・検査体制の確保
12 月	補正予算⑮	病床 3,500 床、宿泊療養施設 3,961 室を確保
令和３年１月	一都三県で緊急事態宣言の発出を政府に要請（2 日） **緊急事態宣言**（1 月 7 日～3 月 21 日） 補正予算⑯⑰ 当初予算⑱	病床 4,700 床、宿泊療養施設 4,947 室を確保 「中小企業等による感染症対策助成事業」を開始（4 日） 協力金の店舗ごとの支給（8 日） 協力金の支給対象を大企業にも拡大（22 日）
２月	補正予算⑲⑳㉑	病床 5,000 床、宿泊療養施設 6,010 室を確保
３月	補正予算㉒㉓㉔	病床 5,048 床を確保 「中小企業等による感染症対策助成事業」の充実
第Ⅳ期（第４・５波）（令和３年４月～10 月）		
４月	補正予算㉕㉖ まん延防止等重点措置の実施（23 区及び多摩 6 市 12 日～24 日）	ワクチン集団接種会場として都有施設を提供（1 日～） 事業規模に応じた協力金の支給

	緊急事態宣言の発出を政府に要請（21日） **休業・時短要請**（4月25日～6月20日） **緊急事態宣言**（4月25日～6月20日）	大規模施設に対する協力金の支給 中小企業等に対する支援金の支給
5月	補正予算㉗㉘㉙㉚	病床5,594床、宿泊療養施設5,708室を確保 築地ワクチン接種センター開設を公表（開設期間6月8日～30日） 中小事業者等月次支援給付金の支給
6月	補正予算㉛ まん延防止等重点措置の実施（23区及び多摩市町6月21日～7月11日） **時短要請**（6月21日～7月11日）	都庁展望室ワクチン接種センターの開設（北18日、南25日） 中小事業者等月次支援給付金の支給
7月	補正予算㉜ **緊急事態宣言**（7月12日～9月30日） **休業・時短要請**（7月12日～9月30日まで延長）	新たな大規模接種会場を開設（7か所） 病床5,967床、宿泊療養施設5,703室を確保 中小事業者等月次支援給付金の支給
8月	補正予算㉝㉞	酸素ステーション整備（都民の城） 抗体カクテル療法の活用 宿泊療養施設約6,240室を確保 若者対象の接種会場開設（渋谷）
9月	補正予算㉟㊱㊲	大会施設を活用した酸素・医療提供ステーションの開設（築地・調布） 病床6,651床を確保 飲食店等に対する協力金の早期支給（要請期間終了を待たずに支給）
10月	**時短要請**（1日～24日） リバウンド防止措置の実施（1日～24日） 補正予算㊳ 基本的対策徹底期間における対応（10月25日～11月30日）	新たな大規模接種会場の開設（渋谷、東京ドーム） 都の大規模接種会場で予約なし接種を実施（渋谷、行幸地下） 中和抗体薬治療コールセンターの開設 飲食店への協力金の支給 中小事業者等月次支援給付金の支給
第Ⅴ期（第6波）（令和3年11月～令和4年5月）		
11月	補正予算㊴	「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」（25日） ○　今後懸念される「第6波」への備えを着実に推進 ○　医療提供体制の拡充や感染防止対策の強化を「先手先手」で実施 ○　社会経済活動の再生・回復に繋げていくため、万全な医療提供体制の整備と基本的感染防止対策の徹底を図る
12月	基本的対策徹底期間における対応（1日～） 都民向け ○　「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ○　発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼　等 事業者向け ○　業種別ガイドラインの遵守を要請	宿泊療養施設受入れ居室数を積上げ 高機能型酸素・医療提供ステーション（旧赤羽中央総合病院）設置（13日） 都の大規模接種会場における3回目接種の開始（17日）
令和4年1月	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（11日～20日） オミクロン株による感染拡大防止のため以下の対応を実施	病床6,919床、宿泊療養施設8,000室を確保 感染拡大時療養施設（東京スポーツスクエア）開設（25日）
	○　医療提供体制等の強化 ○　都民・事業者に対する協力依頼・要請 ○　都の率先行動 **時短要請**（1月21日～3月21日まで延長） まん延防止等重点措置の実施（1月21日～2月13日） 補正予算㊵ 当初予算㊶	都庁南展望室ワクチン接種センター開設（26日） 自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）の開設（31日） 飲食店への協力金の支給
2月	まん延防止等重点措置の実施（2月14日～3月6日まで延長） 補正予算㊷	病床7,229床、宿泊療養施設11,000室を確保 立川南ワクチン接種センター開設（1日） 感染拡大時療養施設（立飛）運用開始（9日） 感染拡大時療養施設（立飛・高松）完成（28日）高松は一部をワクチン大規模接種会場に転用
3月	まん延防止等重点措置の実施（7日～21日まで延長） 補正予算㊸ リバウンド警戒期間（3月22日～4月24日）	宿泊療養施設12,601室を確保 予約なしでの3回目の接種を実施（行幸地下、立川高松、東京ドーム）（15日～）
4月	リバウンド警戒期間（4月25日～5月22日まで延長）	混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請
5月	補正予算㊹ 5月23日以降の取組（5月23日～9月12日） ○　都民向け ・　基本的な感染防止対策の徹底 ・　感染を拡げないための行動　等 ○　事業者向け ・　業種別ガイドラインの遵守 ・　催物（イベント等）の開催制限　等	酸素・医療提供ステーション（赤羽）を高齢者等医療支援型施設（赤羽）に転換（9日）
第Ⅵ期（第7波）（令和4年6月～）		
6月	熱中症に注意して場面に応じた、正しいマスクの着用を呼び掛け	病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ（1日） 酸素・医療提供ステーション（調布庁舎）の後継施設として、酸素・医療提供ステーション（立川）を開設（21日）
7月	今夏の感染拡大への対策に関する方針（15日） ○　都民の生活と命を守ることを最優先に、医療提供体制等に万全を期す ○　ワクチン接種の促進と都民・事業者に感染防止対策の徹底を促す ➡感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る 【3つの取組】 ①　医療提供体制の一層の強化 ②　ワクチン接種の促進 ③　感染防止対策の徹底	病床確保レベル引き上げ（12日） 感染拡大時療養施設（高松）の運用を開始（27日）
8月	お盆期間中の感染防止対策を呼び掛け（10日） お盆明けに向けた感染防止対策の呼び	発熱相談センター回線を700に増（1日） お盆期間中の臨時検査会場を設置（5日

	掛け（18日）	～18日） お盆期間中の診療・検査体制確保（11日～16日） 宿泊療養施設13,501室を確保
9月	補正予算㊺ コロナとの共存に向けた都の方針決定（13日） ○　「東京モデル」として強化してきた保健・医療提供体制の枠組みを生かしつつ、様々なオペレーションを工夫して、都民一人ひとりの命と健康を守る体制を充実させる。 ○　新型コロナウイルスに的確に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進める。 感染拡大防止の取組（13日～） 【取組の柱】 ①　保健・医療提供体制の充実 ②　ワクチン接種の促進 ③　感染防止対策の徹底 発生届の全数届出の見直し（26日）	後遺症対応医療機関をホームページで公表（8日） 病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ（30日）

（注）「補正予算①」は補正予算の回数を示している。

（２）監査対象局及び団体

監査対象事業を所管している次の局及び団体を監査対象とした。

ア　監査対象局

福祉保健局、産業労働局

イ　監査対象団体

公益財団法人東京都保健医療公社（令和４年７月から地方独立行政法人東京都立病院機構）

公益財団法人東京都中小企業振興公社

（３）監査対象年度

令和２年度及び令和３年度

（４）実地監査等期間

区分	監査の対象	実地監査等期間
局	福祉保健局	・令和３年12月20日から同月24日まで
	産業労働局	・令和４年９月12日から同年11月２日まで
団体	公益財団法人東京都保健医療公社 （現：地方独立行政法人東京都立病院機構）	・令和４年10月13日から同月31日まで
	公益財団法人東京都中小企業振興公社	・令和４年10月３日から同月12日まで

（注）詳細は表２のとおり

（表２）実地監査等期間の詳細

年月日				実地監査先	
				福祉保健局 地方独立行政法人東京都立病院機構	産業労働局 公益財団法人東京都中小企業振興公社
令和3	12	20～24	月	書面監査	書面監査
			金		
令和4	9	12～28	月	書面監査	書面監査
			水		
		29	木	福祉保健局　少子社会対策部	
		30	金		
	10	3	月	福祉保健局　高齢社会対策部	（公財）東京都中小企業振興公社
		4	火		
		5	水	福祉保健局　感染症対策部 （酸素・医療ステーション担当）	（公財）東京都中小企業振興公社
		6	木		
		7	金	福祉保健局　感染症対策部 （宿泊施設担当）	
		11	火		
		12	水	福祉保健局　感染症対策部 （医療体制担当・検査体制担当）	
		13	木	（地独）東京都立病院機構 東京都立大久保病院	
		14	金	（地独）東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院	産業労働局　総務部 （大規模施設協力金等支給事業）
		17	月	福祉保健局　感染症対策部 （宿泊施設担当）	
		18	火	福祉保健局　感染症対策部 （防疫・情報管理課）	
		19	水		
		20	木	（地独）東京都立病院機構 東京都立東部地域病院	産業労働局　総務部 （飲食店等協力金支給事業）
		21	金	福祉保健局　感染症対策部 （防疫・情報管理課）	産業労働局　商工部
		24	月	多摩立川保健所	産業労働局　総務部 （飲食店等協力金支給事業）
		25	火	（地独）東京都立病院機構 東京都立豊島病院	
		26	水	多摩府中保健所	
		27	木	西多摩保健所	産業労働局　総務部 （飲食店等協力金支給事業）
		28	金		
		31	月	（地独）東京都立病院機構 東京都立荏原病院	
	11	1	火	多摩小平保健所	
		2	水	福祉保健局　感染症対策部 （宿泊施設担当）	

（５）都の新型コロナウイルス感染症対策事業予算

令和元年度から令和４年度の都の新型コロナウイルス感染症対策事業の予算は表３のとおりとなっている。

（表３）都の新型コロナウイルス感染症対策事業予算　（単位：億円）

新型コロナウイルス感染症対策事業		令和元・2	令和３	令和４	累計
Ⅰ.新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策		14,297	24,863	12,123	51,284
	感染の収束に向けた取組 （**飲食店等に対する協力金**、感染症対策物資配備支援、**ワクチン接種体制の整備**など）	**8,353**	**18,070**	1,982	28,405
	医療提供体制等の強化・充実 （**空床確保料補助、医療従事者への慰労金、宿泊施設確保**など）	**5,127**	**6,392**	9,932	21,452
	区市町村と一体となった対策 （区市町村振興基金積み増し、市町村コロナ対策特別交付金など）	817	400	209	1,427
Ⅱ.経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実		10,531	4,605	2,249	17,385
	経済活動を支えるセーフティネット （中小企業制度融資等、家賃支援、**業態転換支援**、雇用安定化支援など）	**7,836**	**2,893**	2,194	12,922
	都民生活を支えるセーフティネット （生活福祉資金貸付事業補助、**東京都出産応援事業**、東京都生活応援事業など）	**2,695**	**1,712**	55	4,462
Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組 （新しい生活様式に対応したビジネス展開支援、学校におけるコロナ対策事業の拡充など）		199	972	401	1,573
Ⅳ.社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組 （テレワーク活用促進緊急支援、学校におけるオンライン学習等の環境整備など）		549	198	16	763
合計		25,577	30,638	14,789	71,004
うち国費		14,418	25,282	10,402	50,104

（注）太字下線の事業が今回の監査対象事業であり、太字の予算額が監査対象事業を含む予算額である。

（６）監査対象事業の予算等

監査対象事業に関する各局の令和２年度及び令和３年度の予算の状況は表４のとおりである。

また、監査対象団体への補助金交付、出えんは表５のとおりとなっている。

（表４）局の監査対象事業の予算　（単位：億円）

監査対象	事業名	予算額
感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業	宿泊施設活用事業	1,350.5
	自宅療養の適切な実施に向けた支援	245.4
	大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業　※令和３年度のみ	302.6
	酸素・医療提供ステーションの設置・運営　※令和３年度のみ	137.6
	東京都出産応援事業　※令和３年度のみ	126.1
	高齢者施設への集中的検査の実施　※令和３年度のみ	82.0
	福祉保健局計	2,244.3
感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業	感染拡大防止協力金（第１回・第２回）※令和２年度のみ	1,395
	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（第１回～第17回）	22,246.4
	休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金（第１回・第２回）※令和３年度のみ	140.6
	休業要請を行う大規模施設に対する協力金（第１回～第３回）※令和３年度のみ	675.4
	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金（第１回～第３回）※令和３年度のみ	837.3
	産業労働局計	25,294.7
合計		27,539.1

（表５）監査対象団体への補助金交付、出えんの状況　（単位：千円）

団体	年度（令和）	事業名	金　額
公益財団法人東京都保健医療公社（現：地方独立行政法人東京都立病院機構）	2	外来診療体制等確保支援事業（注）	404,114
		新型コロナウイルス感染症検体検査機器整備事業補助金	51,118
	3	病床確保支援事業（注）	18,733,339
		医療従事者特殊勤務手当支援事業（注）	860,215
	計		20,048,786
公益財団法人東京都中小企業振興公社	2	業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業補助金	2,630,790
		新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業費補助金	2,170,498
		非接触型サービス導入による業態転換支援事業費補助金	2,476,425
		飲食事業者向けテラス営業支援事業補助金	15,824
		飲食事業者向けテラス営業支援事業出えん金	10,000
	2，3	業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業出えん金	4,125,000
		中小企業等による感染症対策助成事業出えん金	22,087,678
	3	テイクアウト専門店出店支援事業出えん金	744,000
	計		34,260,216
合計			54,309,002

（注）新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金のうちの１事業である。

３　監査の着眼点

（１）監査の着眼点

感染症対策事業が、法令等に定められた枠組みの中で効果的に実施されているか、また、予算は事業目的に沿って適切に執行されているかについて、主に次に掲げる着眼点から監査する。

ア　事業効果を確保した上で、可能な限り速やかに事業が行われているか。

イ　事業の目的に照らして、必要な適正性や効果等が確保されているか。

（２）確認事項

これらの着眼点に基づいて、「感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業」及び「公益財団法人東京都保健医療公社への補助金」については、表６のとおり、「感染拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業」については、表７のとおり、監査対象とした感染症対策事業の項目ごとに確認事項を整理し監査を行った。

（表６）「感染者の発見、隔離、治療等に係る事務・事業」及び「公益財団法人東京都保健医療公社（現：地方独立行政法人東京都立病院機構）への補助金」に係る確認事項一覧

確認事項
感染者の発見（高齢者施設への集中的検査の実施）
検査対象の把握は適時適切に行われているか
検査に係る契約の実施時期は適切か
検査は効率的・効果的に実施されているか
感染者の隔離（宿泊施設活用事業）
宿泊療養施設の借上げ契約の時期は適切か
宿泊療養施設の廃棄物処理に係る契約は適切か
宿泊療養施設の資金前渡の事務処理は適切か
宿泊療養施設の運営支援業務委託契約は適切か
感染者の隔離（自宅療養の適切な実施に向けた支援）
自宅療養者フォローアップセンターにおける業務の履行状況は適切か
自宅療養サポートセンターにおける業務の履行状況は適切か
感染者の治療（酸素・医療提供ステーション（施設型）の設置・運営）
酸素・医療提供ステーションの運営状況は適切か
その他（大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業）
大規模接種会場の運営状況は適切か
大規模接種会場の運営に係る契約の履行確認は適切か
その他（東京都出産応援事業）
出産応援事業の実施状況は適切か
その他（保健所業務）
発生届の受理に係る処理は適切か
療養先の振分け（トリアージ）は適切か
療養調整は適切か
療養中の患者対応は適切か
療養終了後の処理は適切か
その他（医療提供体制等の強化・充実に係る補助事業） （新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金） （新型コロナウイルス感染症検体検査機器整備事業補助金）
補助金の申請
申請内容は適正か
補助金の審査
補助金の額の算定は適正に行われているか
補助金の確定
補助金の額の確定は適正に行われているか

（表７）感染拡大防止事業のうち、補助金交付及び協力金等支給事業に係る確認事項

確認事項
協力金等支給事業
制度設計
・事務取扱要綱・申請受付要項の内容は適正、妥当なものとなっているか ・制度の広報は適時適切に行われているか
受付・審査体制
・適切な審査体制を取っているか ・審査基準は明確になっているか
業務システムの運用
・アクセス権限やパスワードの管理は適切か ・緊急時の体制は確立しているか
支出事務
・支払遅延が生じていないか
支給決定取消・歳出戻入事務
・取消決定及び歳出戻入事務は適時適切に行われているか
業務の進捗管理
・協力金支給業務の進行管理は適切に行われているか
債権管理
・債権管理は適正に行われているか
感染拡大防止を主な目的とした事業者等への助成金に係る補助及び出えん事業
制度設計
・交付要綱の内容は適正、妥当なものとなっているか ・制度の広報は適時適切に行われているか
受付・審査体制
・審査基準は明確になっているか ・適切な受付審査体制となっているか
交付決定取消・歳出戻入事務
・取消決定及び歳出戻入事務は適時適切に行われているか
公益財団法人東京都中小企業振興公社に対する補助事業・出えん事業に係る局の管理
・指導・監督は適切に行われているか ・補助金及び出えん金の交付事務は適切に行われているか

第２　新型コロナウイルス感染症対策の概況

１　保健・医療提供体制

都は、都内で新型コロナウイルス感染症の症例報告が初めてあったその日（令和２年１月２４日）のうちに、新型コロナウイルス関連肺炎東京都危機管理対策会議を開催し、国、保健所、医療機関と連携して医療機関において感染が疑われる人について検査を実施する体制を構築し、都民等に対する情報発信、海外からの帰国者や訪日外国人への啓発に努めた。

都内での症例確認から２週間のうちに、都は、図１のとおり、相談・医療提供体制を確立した。

（図１）当初の相談・医療提供体制（令和２年２月７日現在）

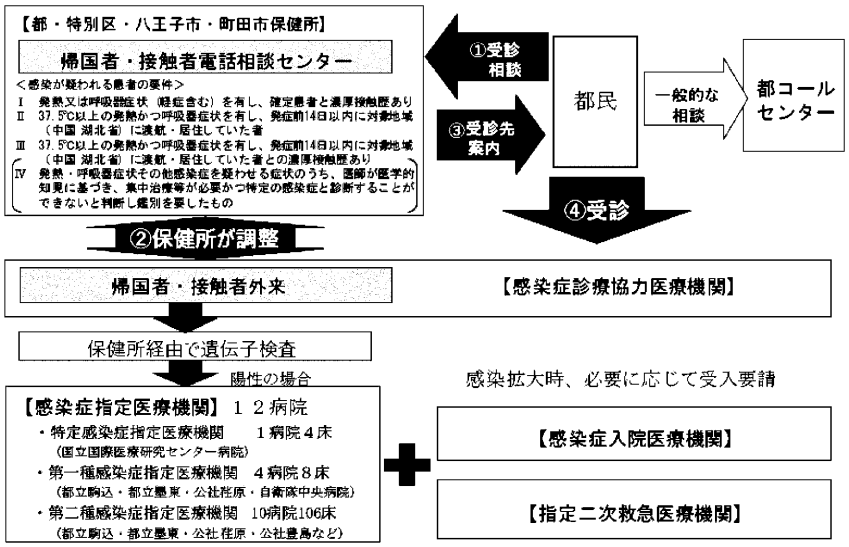

その後、感染拡大により、医療提供体制や保健所業務がひっ迫したことから、体制強化や業務の効率化が急務となった。

都は、専門家による感染状況や医療提供体制の分析を踏まえ、必要な対策につなげるモニタリング会議を設置するとともに、調査・分析、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に実施する東京ｉＣＤＣ（東京感染症対策センター）を創設して、感染症対策の司令塔機能を構築し、感染状況の把握と効果的な感染症対策の実施に努めた。

度重なる感染拡大の影響を受けて、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い人を守るため、医師による保健所への感染者の全数届出の見直しが行われ、令和４年９月２６日から届出の対象が限定された。この見直しに際し、都は、発生届の対象とならない人についても、希望者全てがＭＹ　ＨＥＲ－ＳＹＳ（注）を活用した健康観察を受けられる体制を整備した。